

つくばみらい市告示第 21 号

つくばみらい市公金の支払及び収納の事務を取り扱わせる金融機関の
指定の変更について

地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき指定した指定金融機関及び収納代理金融機関を次のとおり変更するので、地方自治法施行令第 168 条第 8 項の規定により告示する。ただし、指定金融機関が破綻した場合又はそのおそれがあると判断した場合その他特別の事情がある場合は、他の一方の金融機関に指定金融機関の指定を変更することができる。

令和 7 年 3 月 12 日

つくばみらい市長 小、田 川



変更前	指定金融機関	株式会社 常陽銀行
	収納代理金融機関	株式会社 筑波銀行
		茨城県信用組合
		茨城みなみ農業協同組合
		水戸信用金庫
		結城信用金庫
		株式会社 東日本銀行
		株式会社 三井住友銀行
		株式会社 みずほ銀行
		中央労働金庫

変更後	指定金融機関	株式会社 筑波銀行
	収納代理金融機関	株式会社 常陽銀行
		茨城県信用組合
		茨城みなみ農業協同組合
		水戸信用金庫
		結城信用金庫
		株式会社 東日本銀行
		株式会社 三井住友銀行
		株式会社 みずほ銀行
		中央労働金庫

変更日 令和 7 年 4 月 1 日